

へいせい ねんどだい かい
平成23年度第2回

さっぽろし しょう ふくししさく かが けいかくさくていかいぎ
札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ : へいせい ねん がつ にち もく ごご じ ぶんかいかい
日 時 : 平成23年7月28日(木)午後6時30分開会

ば しょ : さっぽろししちょうかくしょう しゃじょうほう かい けんしゅうしつ
場 所 : 札幌市視聴覚障がい者情報センター 1階 研修室

1. 開 会

事務局（嶋内障がい福祉課長） 皆様、ご苦労さまです。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、障がい福祉施策に係る計画策定会議を開催いたします。

私は、障がい福祉課長の嶋内と申します。よろしくお願いいたします。

本日の一般傍聴者は、お一人いらっしゃいます。ご多忙のところ、ありがとうございます。傍聴される方からは発言できません。ご意見等がございましたら、意見を記入する用紙をご用意しておりますので、会議終了後に事務局に提出していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

お手元の次第の裏面に配付資料一覧を記載しておりますので、あわせてご確認くださいと思います。

資料1 - 1は、出前講座で寄せられた意見でございます。資料1 - 2は、主要障がい者団体（身体障がい）との意見交換で寄せられた意見です。資料1 - 3は、主要障がい者団体（精神障がい）との意見交換会で寄せられた意見です。資料2 - 1は、主要事業候補一覧（平成23年度7月現在）です。資料2 - 2は、分野ごとの施策展開（イメージ）です。資料2 - 3は、計画体系図（計画骨子案）です。資料3は、市民との意見交換会の開催について（たたき台）です。資料4は、今後のスケジュールについてです。最後に、参考資料といたしまして、障害者虐待防止法（概要）を用意させていただいております。

資料はよろしいでしょうか。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長の天田からごあいさつを申し上げます。

天田障がい福祉担当部長 皆様、こんばんは。

障がい福祉担当部長の天田でございます。

本日は、お忙しいところ、また札幌の短い夏の一日を割いてお集まりいただきまして、本当ありがとうございます。

皆様には、日ごろから札幌市の障がい福祉施策の推進に大きなご支援、ご協力をいただいておりますことに関しまして、改めて心からお礼を申し上げます。

前回の会議は5月26日に開催しまして、計画の骨子案などにつきましてご議論をいただきましたほか、障害者基本法の改正法案の動向につきましても情報提供をさせていただいております。

この間、皆様もご承知のとおり、今国会におきまして、正式名称は長くなりますが、俗称、障害者虐待防止法が議員立法で成立いたしまして、先月6月24日に公布されております。この法律は、来年10月1日に施行されることになっております。

そのほか、障害者基本法の改正につきましても、衆議院を通過いたしまして、参議院での審議を待っている状況になってございます。これを一例といたしまして、国における障がい者制度の改革の動きにつきましては、具体的に進んでいると思っております。札幌市としましても、国の動きにアンテナを張りまして、新法の円滑な施行に向けて情報収集をしていきたいと考えております。

さて、本日は、通算4回目の会議となります。今回の会議では、分野ごとの施策展開や重点取組について、そのポイントや方向性などについてご意見をいただきたいと考えております。また、9月中旬には、市民を対象とした意見交換会の開催も予定しておりますので、その進め方などにつきましてもご提案させていただきたいと考えております。

10月以降、計画策定の作業につきましては、いよいよまとめの段階に入っております。札幌市役所内におきましても、これまで以上に具体的な検討の作業に入っておりますが、この会議におきましても、ぜひ忌憚のないご意見をちょうだいしたいと考えております。

限られた時間ではございますが、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

委員紹介

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、委員の皆様を座席の順にご紹介させていただきます。

松川敏道議長です。

浅香博文委員です。

上田マリ子委員です。

佐川俊樹委員です。

佐藤義夫委員です。

芝木厚子委員です。

宮内博子委員です。

廣岡博委員です。

水谷周委員です。

松田靖子委員です。

以上、10名の委員にご出席いただいております。

なお、細川潮委員、森一也委員、山内まゆみ委員におかれましては、欠席する旨の連絡を受けております。

続きまして、事務局をご紹介いたします。

障がい福祉担当部長の天田でございます。

自立支援担当課長の高橋でございます。

以下、関係職員から、順次、自己紹介をいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） いつもお世話になっております。事業計画担当係長

の西田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（長船運営指導係長） 運営指導係長の長船と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（木下給付管理係長） 給付管理係長の木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（谷坂精神保健・医療福祉係長） 精神保健・医療福祉係長の谷坂です。よろしくお願いいたします。

事務局（武井事業管理係長） 事業管理係長の武井です。よろしくお願いいたします。

事務局（菊田調整担当係長） 調整担当係長の菊田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（藤崎） 就労相談支援担当の藤崎と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、今後の進行につきましては、松川議長にお願いいたしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

3. 議 事

松川議長 お忙しい中、また非常に暑い中をご参集いただきまして、ありがとうございます。

先ほど天田部長から話がありましたように、この策定会議は通算で4回目になります。少しずつ議論を重ねて具体的な形を自指していくということでもありますけれども、先ほどの話にもありましたように、国の制度改革が進んでおり、少しずつ形も見え始めているところです。そういった動向にも目を配りながら、この計画を策定していきます。この会議については、実務的な議論の場でもあるということですので、計画の策定に向けてぜひ忌憚のないご意見を積極的にいただきたいと思っております。

前回の会議と同じようにお願いでございますが、発言の際には、情報保障の観点から、なるべくゆっくりお話をさせていただきたいと思っております。また、発言の中でわからない言葉などがありましたら、遠慮なく言っていただきたいと思います。カードの提示や手を挙げるなどしてお知らせいただいても結構です。

それでは、議題に沿って進めてまいりたいと思っております。

これまで、この計画策定に向けてさまざまな意見を聴取してまいりました。自立支援協議会の各々の地域部会を中心にして、出前講座という形で情報共有の場を持たれたり、市内の主要障がい者団体との意見交換会も開催されたということですので、これまでの間に寄せられた意見などを紹介していただいて、今後の計画策定の参考にしていきたいと考えております。

そこで、議題（1）の出前講座等で聴取した意見について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の西田と申します。

この件につきまして、私の方から説明させていただきたいと思っております。

これまで、障がい者による政策提言サポーターの方数名と、自立支援協議会の各区の地域部会をはじめとして、関係団体に出向きまして、出前講座をこれまで9回開催させていただきました。また、今後、市民との意見交換会の開催も予定しているところです。

これまでいただいたご意見につきまして、資料1 - 1から資料1 - 3まで、それぞれ各分野ごとに整理をさせていただきましたので、ご紹介させていただきます。

今後の計画の肉づけ作業はもちろんのこと、白ごろの業務にも生かしていきたいと考えております。

それではまず、資料1 - 1をごらんいただきたいと思います。

これは、これまで出前講座で寄せられたご意見でございます。7月26日現在でまとめたものでございます。

例えば、分野1の理解促進の1ページの真ん中ぐらいに、障がい者、あるいは障がいに対して地域で偏見がある、お互いに顔が見える関係づくりを進めていけば地域の輪ができるのではないかとのご意見がございました。あるいは、小さいころから学校において障がいに対する理解促進を進める必要がある。福祉教育は大事なものだといったご意見もございました。

また、2ページの上から2段目ですが、これも理解促進という分野につきまして、交通事業者、ホテルなど、福祉関連以外の業界に理解促進を広めていくべきではないかというご意見もございました。

続きまして、生活支援という分野でございます。

2ページの中段に、移動支援の関係でご意見をちょうだいしております。例えば、通学、通所、通勤にも移動支援が利用できるようなれば良いというご意見もいただいております。また、2ページの下に、グループホームなどで夜間の支援体制を確保することがなかなか難しいという事業所のお声もいただいております。

3ページに参ります。

事業者からのご意見ですが、一番の上の段ですけれども、相談支援、サービスの利用に当たって相談を受けている際に、ご本人はもちろんですが、ご家族とやりとりする場面があります。事業者として家庭の問題に介入していくことがなかなか難しい面もあるといったご意見もちょうだいしております。

4ページの中段ですが、相談支援事業所に関するご意見で、すべての案件を一つの事業所で解決することは難しいので、関係機関、事業所がどのように連携して支援していくかということが重要であって、その中でも相談支援事業所の機能の向上、あるいは体制の強化が必要ではないかというご意見もいただいております。

少し飛びまして、6ページの中段に発達障がいに関するご意見がございました。発達障がいの方からグループホームを利用したいという問い合わせが最近多く、事業者が発達障がい

い者に対する支援の技術が向上すると発達障がいの方をもっと受け入れすることができるようになるのではないかとのご意見もいただいております。

また、その二つ下ですが、ひとり暮らしの方で夜間に何かあったときの連絡先をどこにするべきかといった難しい課題もあるとのご意見もちょうだいしております。

続きまして、7ページの中段よりちょっと下に、災害時の避難支援などの関係のご意見をたくさんいただいております。例えば、災害時での対応について、地域の民生委員を活用することも考えられるのではないかと。障がいのある方や高齢者のような要援護者の情報を民生委員に提供することができるのか、できないのか、するべきか、しないべきかといった個人情報保護の関係の課題もあるのではないかとのご意見もいただきました。

また、下から2段目ですが、災害時の避難所生活におきまして、障がい種別、障がい特性などに応じて避難所を分ける、あるいは、それぞれの支援体制の整備などが必要ではないかといったご意見をいただいております。

また、8ページの上ですが、災害時の避難支援の関係のご意見です。札幌市で策定している避難支援のガイドラインをもっと地域に広めるべきではないかというご意見もいただいております。

同じく、8ページの下ですが、教育・育成の分野でのご意見をいただいております。例えば、特別支援教育（小・中学校）について、通常学級における障がいのある子どもの受け入れをもっと進めるべきではないかというご意見もいただいております。

また、9ページの上ですが、養護学校の通学で、親御さんのつき添いで学校に行く場合が多いが、親御さんのご都合が悪い場合、例えば、体調不良、用事などで学校を休まなければならない状況になってしまうので、通学に関する支援があればいいというご意見もいただいております。

同じく、9ページの一番下ですが、雇用・就労という分野でもたくさんのご意見をいただいております。就労支援の中に働き続けていくことへの支援や企業側が雇用を続けていく支援も盛り込むべきではないかというご意見もいただいております。

最後に、11ページの一冊上です。これは、分野と申しますか、計画全般に係るご意見としまして、障がい福祉に関する計画以外の計画、例えば市電の延長の議論やバリアフリーの関係などの計画など、福祉以外の施策につきまして、計画の策定、あるいは建物などの設計の段階から障がい当事者の意見を取り入れてほしいというご意見もいただいたところでございます。

その他、資料1-2、資料1-3ですが、主要障がい者団体、身体障がいの団体、精神障がいの団体それぞれと意見交換会を開催させていただきまして、ご意見を伺ってまいりました。時間の関係で、これにつきましては後ほどご確認をいただければと思います。

以上でございます。

松川議長 ありがとうございます。

今、出前講座等で聴取した意見について幾つか具体的に紹介しながら説明をいただい

たところでは。

これについて、何かご質問等はございますでしょうか。

佐川委員 佐川と言います。

何点かお伺いしたいと思えます。

まず、一つ目は、同行援護制度、つまり自立支援法が改正になりました。この後、総合福祉法に移行する前に自立支援法の中で改善すべきものは改善するというので、特に視覚障がい者にかかわる問題として同行援護制度が制定されて、この10月に施行されます。

それに当たっては、認定区分や事業所の申請などいろいろな手続があるかと思えますが、その施行時期に、今は8月にならんとしているところですが、それらの制度の施行に間に合うかどうか、既に作業が始まっているのかどうかをお聞きしたいと思えます。

それから、災害対策についてです。

確かに、市から災害対策のガイドラインが出ていますが、これを読んでも、非常に難しく、あるいは、どこかの地区を一つのモデルとしてやっているようです。しかし、やっているのか、やっていないのかもわからないし、やった後の結果も我々に見えてこないし、どうしても机上における政策だけではないかという気がしてならないです。実際に障がい者も入れた避難訓練などもする必要があろうかと思えますし、この東日本大震災で障がい者もかなり被災されております。その中で、亡くなった方ももちろんおられます。それから、避難所へ行っている障がい者もたくさんいて、我々も団体の中でいろいろな方のお話を聞いています。避難所生活のこと、あるいは使用器具のこと、1次避難所、2次避難所についても、よく検討していただいて、札幌市の政策が机上だけのものに終わらないように、これらの点を踏まえて障がい者に対する災害事業をもっともっと重点的にやっていただきたいと思えます。

それから、身障手帳についてです。

政令都市、各自治体で身障手帳が異なっております。その中で、札幌市の身障手帳は、等級のほか、個人的な情報として病名が入っていたり、住所などいろいろなものが書かれるようになっております。国では、いずれはカード式と言っているようですが、札幌市も、個人情報を加味して身障手帳の見直しをしていただきたいと思えます。

それから、視覚障がい者は、情報障がいとよく言われますが、同行援護にあわせて、地域生活支援として、移動支援と代読・代筆があったわけですが、この国の同行援護では、もちろん代読・代筆は主であります。コミュニケーション支援が入ってまいります。つまり、情報を障がい者にどんな方法で伝えるか、あるいは、日常生活の中でのいろいろな情報を与える。例えば、ガイドヘルパーが付き添っていくにしてもいろいろな情報を与えるということです。視覚障がい者は、人間の六感（ろっかん）は視覚から入ってくるものが七、八割を占めています。視覚障がい者の場合は、その部分が欠けていることから、ぜひいろいろな面での情報・コミュニケーションについて施策を展開していただきたいと思えます。

それから、バリアフリーの対策です。

今、全国では、視覚障がい者のバリアフリーは、バリアフリー新法の期間が延びて、各駅の人数制限なども定まったようです。札幌市は、全国に比べて割と箱物などハード的なものは全国から来た者にとってとても褒められております。でも、横断歩道ですね。ほかの都市では、エスコートラインが横断歩道上にあります。それは点字ブロックの車道版ですが、確かに、北海道の場合は雪国という事情があるかと思いますが、何らかの方法でエスコートゾーンを渡るところにつけられるように考慮してほしいと思っております。

まだあるのですが、最後の一つは雇用問題です。

確かに、障がい者の雇用率は上がっていると思います。ところが、視覚障がい者の雇用率は逆に下がっています。視覚障がい者は、あんまやマッサージしかできないと思われているかもしれませんが、あんまマッサージばかりではなくて、特に公共施設や大きな企業などでも、パソコンを打つことができますので、そういう職業開拓、職域の拡大をお願いしたいと思っております。

ほかにありましたら、後で質問いたします。よろしく申し上げます。

松川議長 ありがとうございます。

6点のご意見をいただきました。

これについて、札幌市の事務局から回答をいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

事務局（高橋自立支援担当課長） 1番目の同行援護事業についてでございますが、まず、もうすぐ配布されます広報さっぽろ8月号に、同行援護について制度が成立しましたというご案内をいたします。あわせて、対象者に郵送でお手続をお願いしますという旨のご通知をさせていただくところでございます。その後、各区役所でお手続をする流れになってございます。

それから、障害程度区分についてでございます。

通常は、アセスメントの軽易な諸書類で対応しますが、トイレや食事の介護が必要だという方々で区分認定をとっていない方につきましては、改めて区分認定をとる手続が必要になるかと思っております。

事務局（天田障がい福祉担当部長） 2番目以降について、簡単に考え方を申し上げたいと思っております。

まず、災害対策の件でございます。

今、佐川委員からお話ございましたモデル地区での取組が市民に伝わってこないということでございます。この点につきましては、関係機関に伝えておきたいと思っております。正直に申して、私たちも情報を入手できていないということでございます。せっかくこういう機会でご意見をいただいた内容については、きちんと反映できるようにしたいと考えております。大変恐縮ですが、お時間をちょうだいしたいと思います。

次に、避難所の関係でございます。

これにつきましては、福祉避難所を早く指定してほしいということです。それから、避難所

までのアクセス、足の問題、避難所での障がい特性に応じた対応を十分にしてほしいというご意見がございました。これは、出前講座でもいただいておりますし、これまでの障がい者団体のご意見からもちょうだいしております。一部、個別の団体が結成されまして、札幌市に要望書を提出していただいている団体もございます。そういったことから、避難所における対応につきましては、これまでの考え方よりもより広げて、障がいの特性に応じた支援ができるようにということを念頭に置いて、庁内での調整に私たちも参加したいと考えております。

なお、冒頭のごあいさつで申しおくれましたが、実は、特別養護老人ホームを含む老人福祉施設74施設の団体がございます。また、障がい関係では、札幌市知的障がい福祉協会が60施設で結成されております。その会長に本日参加していただいている芝木委員でございます。もう一つは、身体障がい者の施設団体で、14施設から成ります協議会がございます。

今回、この三つの団体と札幌市とで災害時の協力のための協定を結ぶことになりました。あす午後1時に市長室でこの協定に係る調印式を行うこととなります。それには芝木委員にもご参加いただくことになっております。これを契機としまして、災害が発生したときには、それは大災害も風水害もあるかと思いますが、それぞれの災害の状況に応じて対応が変わってくるわけですが、いざ避難が必要となるときの障がいのある方についての対応が十分にとれるように、そういった観点から充実に向けた取組を私たちも進めていきたいと考えております。

佐川委員から、机上の計画に終わることのないようにという厳しいご指摘は、十分に肝に銘じて、私たちも計画づくりに参加していきたいと考えております。

三つ目は、身体障がい者の手帳の関係でございます。

これにつきましては、国の新しい政権の中では、今の手帳制度を廃止して、社会参加カードにするというのがマニフェストであったように思います。このことにつきましては、私が知り得る限りでは、ほとんど議論は進んでいないように思います。現在の制度で申し上げますと、手帳にはそれぞれ三つの制度がございますが、それぞれ記載すべき事項が決まっております。さらに、電算システムを使って作成することから、レイアウトをいろいろ工夫しながら各都市でつくっています。そういう面では、より簡単なカード化ということは私たちも考えていきたいと思っておりますので、国の制度見直しの中で具体的にどう進んでいくのか、そういう情報収集をしながら考えていきたいと思っております。

四つ目は、視覚障がい者に係るコミュニケーション支援でございます。

これは、計画の中でも非常に大きな要素になっていると思います。特に、移動時における支援として、先ほど佐川委員から代筆・代読等の支援のこともございましたが、ガイドヘルパーの質の向上を進めていく必要があると思います。これまでも、いろいろな団体の方が事業所を立ち上げて支援に当たっていただいておりますが、10月から個別給付となりますので、より質の高い支援を行っていただけるような研修の場が必要になってくる

と思っております。

五つ目は、バリアフリー対策でございます。

これにつきましては、具体的にエスコートゾーンというご提案がございました。非常に貴重なご提案だと思います。雪国の特性ということもございまして、年間を通じての難しさはあると思いますが、これについては担当部局に検討の依頼をさせていただきたいと思っております。

最後の六つ目は、雇用問題でございます。

確かに、視覚障がい者の職域が非常に狭まっていると思います。市町村としての限界はあると思いますので、国レベルでの職域の拡大はこれまでも進めてきているようですが、札幌市内での職場開拓についてどう進めていくのかということにつきまして、ハローワークも含めて、私たちとしては地域自立支援協議会の中に就労支援推進部会を設けておりますので、そういったステージでも札幌市内の事業所で取り組めることはないだろうか、重度の視覚障がい者の方でも、あんまマッサージだけではなくて、ほかの仕事をつくれないうるかという観点でも検討させていただきたいと思っております。

長くなりましたが、札幌市の考え方をお示しさせていただきました。

松川議長 ありがとうございます。

佐川委員、どうでしょうか。

佐川委員 ありがとうございます。

一つ気になったのは、同行援護の視覚障がい者の区分認定はわかりませんが、事業所関係の今までの自立支援、移動支援の事業所申請と新たな同行援護の事業所申請の手の作業は進んでいるのでしょうか。

事務局(高橋自立支援担当課長) これは、北海道が同行援護の事業所指定については手続の準備を進めているところでございます。ただ、移動支援からの移行という方も多いので、その部分について我々の移動支援はこちらで情報を持っております。そこは、道と札幌市で連携しながら、情報を共有しながら事務を進めているところでございます。

松川議長 この6点について、ほかの委員からご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、意見聴取についてご質問、ご意見が何かあればお願いいたします。

浅香委員 私も、政策提言サポーターを6年ほどやらせてもらったのですが、資料1-1から資料1-3の内容につきまして、相変わらずの要望なのかなと思っておりました。

この内容を見まして、制度的に100%とは言えず、既に実施されている制度や施策的にも全くできていないものもあるでしょうけれども、既に進行している施策なども入っております。障がい者計画、プランをそれぞれが3年と6年で作っていくわけですが、それが障がい者やその周りの者に周知されなければ、せっかく数字をつくっても一向に計画が完成されないということになってしまうと思っております。ですから、計画も大事ですが、その計画を

当事者にきちんと伝え、その計画に沿った内容でお知らせするようなシステムをきちんとつくらないとだめかと思っております。

この中身は、サポーターのときもそうだったのですが、1人だけの意見もあるでしょうし、数百人、数千人が同じ気持ちでいるものも当然あると思います。1人だから置かれるということはあってはならないことだと思いますが、限られた時間と内容がありますので、その辺も図りながらやっていただけたらと思っております。

頭の中がまとまらないのですが、以上です。

松川議長 ありがとうございます。

計画についてきちんと周知していくべきだという要望として受けておきたいと思っております。

それ以外に、何かご意見はございますでしょうか。

宮内委員 宮内です。

資料1にいろいろな意見が書かれていますけれども、ここに載っているだけではなくて、実際の札幌市の状況や実際にやったことなど、できる見通しがあるとか、検討中であるというような意見もつけ加えていただいたものをもらえればよかったです。先ほど浅香委員から意見をおっしゃられたように、前のサポーターのときから進んでいないという状況が残念だと思います。

また、聴覚障がい者として要望したいと思っております。

公共の施設などを建てる時のプランから当事者の意見を聞いていただきたいと思っております。例えば、新千歳空港が新しく改修されましたときに、空港側が、千歳市の聴覚障がい者協会に対しても意見、要望を求めてきました。その結果、新千歳空港のアナウンスカウンターに手話通訳のできる人を設置したり、エレベーターもガラスで見えるようになっております。もしエレベーターがとまってしまったときも、ガラス越しにちゃんと見えて安心ができるのです。実際にそういう例もありますので、ぜひ札幌市も早いときから私たち当事者の意見を聞いていただきたいと思っております。

もう一つは、災害のときに、例えば家が壊れて、閉じ込められてしまった場合です。普通は声を出して助けを求めると思っております。しかし、聴覚障がい者の場合は、聞こえないだけではなくて、発音ができない人もいます。ですから、笛を持っていて、声のかわりに笛を吹いて知らせることもできると思っております。笛にはいろいろなものがありますが、安いものだとすぐに壊れるので、ある程度しっかりとしたもの方がいいのです。しかし、それをなかなか見つけられないのです。どこで買ったらいいいかわからないのです。そういう必要なものを配布していただきたいと思っております。そういう身近なところから取り組んでいただければと思っております。

松川議長 ありがとうございます。

まず、聴取した意見をそのまま載せるということだけではなくて、これに対する札幌市としての見解を一定程度示すべきであるというご意見だったと思っております。次に、公共の施設

などを建てる際には、計画の段階から当事者の意見を聞き取る体制をとるべきであるということです。また、災害時のことで、具体的に笛の配布について考えてほしいということでした。

事務局からよろしいでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） どうもありがとうございます。

まず、このたび、出前講座などで聞き取ったご意見を分野ごとに整理した資料を作成し、ご紹介させていただきました。

私どもが出前講座をやる際の目的といいますか、コンセプトとしまして、その場で一問一答をするという趣旨ではなくて、広く地域の身近な課題についてご意見をお聞きする、お伺いするというところで進めてまいりました。現在、その聞き取ったものをまさにこのように外部の方々にお集まりいただいた会議でお諮りする、あるいは、現在、市役所内部の会議でもこういったご意見をもとにどのような取り組みが必要なのかという検討を行っている最中でございます。ですから、今、課題として受けとめて検討している最中という段階です。ですから、まずは、ご意見を体系的に整理して、課題を整理させていただいた資料を今回は提示させていただいたということでございます。具体的な対応については、もちろん計画の策定の段階で整理していくことになろうかと思っております。

二つ目は、公共施設等の設計段階、あるいは計画段階での当事者のご意見をお伺いしていくということです。

現在も、建設部局やまちづくり部局におきまして、ハード整備の段階では、このような外部の方による協議会や審議会、あるいは、実際にご高齢の方や障がいのある方が見て感じてバリアフリーをチェックするというシステムも稼働しているところでございます。そういった取組も充実しながら、しっかり対応していく必要があるということ、今、改めて思いました。

それから、災害時に具体的に声を出すことが難しい方に対する笛などの給付ということについては、貴重なアイデアとしまして、持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

松川議長 ありがとうございます。

佐川委員 今の意見に付随して、札幌市の福祉計画の重点課題がこの後に出てこようかと思っておりますが、出前講座、各障がい者団体、あるいは今後に行われる市民に対する意見交換会がありまして、確かに、いろいろな意見が載っておりますし、まだまだ足りない部分もあるかと思っております。この大きな重点課題は、本当に大きな課題であって、難しい言葉遣いではあります。それとは別に、せっかく各団体の細部にわたるいろいろな意見が出てくるわけですから、それをきちんと整理して、分野ごとに、ここの部分にはこういう課題や、こういう細かいところがあるのだということを一つ一つ分野別に分けて、羅列して、資料として残しておいた方がよろしいし、今後のチェックフローになるのではないかと思います。

松川議長 ありがとうございます。

きちんと整理して蓄積していくことの必要性というご指摘だったと思っております。これにつ

いては、今後、具体的な計画策定の中に盛り込まれていくことでもあろうかと思えます。
それでは、ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、この話については、一たんここで終了させていただきます。また何かあれば、後ほどご意見をいただければと思います。

議題(2)の重点取組・重点事業の整理についてです。

前回の会議におきまして、市役所の各担当課に、計画に関連する主要な取組などについて照会しているということでした。その取りまとめの結果や情報提供、それを踏まえて施策展開の方向性はどうか、さらに追加、補強すべき施策のポイントなどを事務局から説明していただきたいと思えます。よろしく願います。

事務局(西田事業計画担当係長) 私から説明させていただきます。

先ほど議長からもお話しがありましたが、市役所の中で計画に関連します主要な取組につきまして、現時点で実施している事業を中心に頭出しを行いまして、一たんの整理をさせていただきます。その取組を分野ごとに整理して表にまとめたものが資料2-1でございます。あわせて、資料2-2でございますが、資料2-1を現段階でイメージとして想定しています計画の文言に溶け込ませた形にしたものでございます。

今回の会議におきましては、それぞれの分野ごとに基本施策を設定しておりまして、そこに施策展開のポイント、イメージということでまとめさせていただいておりますが、現時点で想定される重点取組も参考にさせていただきながら、ポイント、あるいは方向性につきまして、課題に対応しているか、あるいは、不足な部分や漏れなどがないか、重点取組自体に何か追加するものがないかなどにつきましてご意見をちょうだいできればと思えます。

今後、重点取組につきましては、基本施策の方向性や施策展開をイメージできるものとしまして、既に実施している取組、あるいは、見直しや工夫を図っていくべきもの、さらには新規に取り組んでいかなければいけないもの、中長期的に今後検討すべきものという観点で整理をしてまいりたいと考えております。

先ほどの議題でさまざまな貴重なご意見をちょうだいしまして、それと重複するところもあるかもしませんが、資料2-2に基づきまして概要を説明させていただきたいと思えます。

まず、分野ごとの説明の前に、資料2-3というA4判横の計画体系図ですが、前回の会議を受けて、若干の修正をさせていただいております。計画目標の1でございますが、「地域社会の障がいのある人に対する理解促進」としてあります。前回の会議では、「障がいに対する理解促進」でした。「障がい」となりますと範囲が広いのではないかとということで、「障がいのある人」と修正させていただいております。

資料2-2に戻りまして、2ページを見ていただきたいと思えます。

分野1の理解促進でございます。

基本施策1の啓発・広報活動、福祉教育などの推進とございます。

ポイントといたしましては、さまざまな手法による啓発広報という観点、あるいは、小さいところからの福祉教育の推進という観点、地域における取組、関係づくりに重きを置いた施策展開、障がい当事者みずからが取り組んでいく視点を施策のポイントとして、現時点で考え得る取組の主なものを下に記載してございます。

主なものとしましては、広報さっぽろなどの広報誌を通じた広報の充実や、現在、障がい当事者が講師となって学校や会社に障がいのある人に対する理解促進を進めるという観点で、当事者講師の派遣もやっております。また、ボランティア研修センターにおきまして、ボランティアの人材育成、研修、ボランティア活動に関する相談、活動に対する支援が行われているところでございます。

続きまして、3ページに参ります。

基本施策2の公共サービス従事者などに対する理解促進でございます。

これも、施策展開のポイントとしまして、福祉関係事業者、あるいは、福祉に関係するところ以外の事業者に対する理解促進です。これにつきましても、出前講座等でご意見をちょうだいしたものが課題として挙げられるかと思ひまして、ポイントとして掲載しております。

現時点での重点取組の例としましては、事業者に対する研修、繰り返しになりますが、ボランティア研修センターでのさまざまな支援が該当すると考えております。

続きまして、4ページに参ります。

基本施策3の障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報でございます。

ポイントとしましては、出前講座でいろいろご意見をちょうだいしておりますが、地域においてお互いに顔が見える関係づくりという視点、北海道障がい者条例の普及、権利擁護に関する相談窓口などの紹介という観点を挙げております。

現時点での取組の主な例としましては、障がい福祉課で福祉ガイドという冊子を作成し、配布しております。そこにさまざまなサービス、相談窓口を紹介しているところでございます。また、ご意見をちょうだいしましたけれども、障がい当事者の意見反映という取組も重要なものになってくると考えております。

5ページに参ります。

基本施策4のボランティア活動・社会貢献活動の理解促進でございます。

施策展開のポイント（イメージ）としまして、ボランティア活動への関心を高める、あるいは、活動への支援、出前講座でもご意見をちょうだいしておりますが、若い世代に参加してもらって視点も大事だというご指摘もいただいております。

取組の主な例としましては、繰り返しになりますが、ボランティア研修センターでの事業が該当してくると考えております。

また、下に北海道障がい者条例についてということで、トピックのような形で北海道障がい者条例について記載することを想定したものでございます。具体的な文言についてはこれからでございます。

続きまして、分野2の生活支援になります。

8ページをごらんいただきたいと思ひます。

基本施策1の個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備でございます。

施策展開のポイントとしまして、相談支援、関係機関の連携体制の強化充実、あるいはサービス提供基盤の充実です。これもよくお聞きしてまいりましたが、個々の状況、ニーズに対応する観点、住まいの場の充実という観点、そして、サービスを利用するに当たってどのような事業所があるのかという情報提供の充実というお声もいただいております。重要なポイントだと考えております。

現時点での重点取組としては、障がい福祉サービスを初めとする各種サービスの円滑な提供から始まりまして、個々のニーズに対応という部分につきまして、重度の障がいのある方に対するパーソナルアシスタンス事業を実施しております。

また、今後の検討課題でございますが、医療的ケアを必要とする重症心身障がいのある方に対する支援です。また、移動支援事業の充実の検討などが現在考え得る重点的な取組とさせていただきます。

9ページに参ります。

下に発達障がい者支援に関する事業、取組について、ここで一定のスペースを用いて、現在までの取組状況、あるいは今後の検討課題なども含めて記載しようと考えております。具体的な文言は、今後整理させていただきたいと思っております。

続きまして、10ページです。

基本施策2の地域生活への移行推進でございます。

施策展開のイメージとしましては、地域移行に関する支援、あるいは地域に定着するための支援です。これも繰り返しになりますが、住まいの場という観点、各関係機関との連携、地域の方々やご家族の方々の理解の促進という観点をポイントとして挙げておりまして、現時点での重点取組としまして、中ほどに地域移行支援、地域定着支援を記載しております。これにつきましては、改正された後の自立支援法、24年4月から施行されるものでございますけれども、相談支援というサービスの中で新たに位置づけられるものとなっております。例えば、施設、病院への訪問によって相談支援をする、あるいは、利用者の方と一緒に事業所などに行き支援する、また、住まいの場という観点で入居支援、また、夜間などの緊急対応、連絡体制などの取組が個別給付となるという想定になっております。

また、下に住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組と記載しております。これは、都市局で、現在、住宅マスタープランの策定に向けて最終調整段階に入っていると伺っております。その中で、例えば市営住宅の抽せんにおける優遇措置、あるいは、安心賃貸支援事業がありまして、これは公営住宅や民間の住宅など、住宅の市場全体において居住の安定化を図るという取組に資する事業で、高齢の方、障がいのある方、子育て世帯の方に対する居住の安定確保の取組も位置づけられると考えております。

基本施策3の福祉用具などの普及促進・利用支援でございます。

このポイントとしまして、補装具や日常生活用具の福祉用具の支給が挙げられると考えております。

12ページに参ります。

基本施策4の地域福祉を担う人材育成・確保ということでございます。

施策展開のポイントとしましては、障がいの特性に応じた支援の技術の向上やボランティアの育成という視点を置いております。

取組の例としまして、何回も出てくるものでございますが、ボランティア研修センターにおきましてさまざまな事業をやっておりますので、そういった事業の幾つかがここに該当してくると考えております。

続きまして、14ページになります。

分野3の保健・医療でございます。

基本施策1の障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実でございます。

まず、基本施策は、従前は「障がいの予防対策」と記載しておりましたけれども、前回の会議でのご意見を踏まえて、「障がいの原因となる疾病の予防対策」と修正させていただいております。

また、早期発見・早期療育につきましても具体的な記載をというご意見をちょうだいしておりますので、これから説明させていただきたいと思っております。

まず、施策展開のポイントとしましては、各分野の保健・医療・福祉の連携体制というイメージを置いておまして、現時点での重点的な取組の例としましては、乳幼児健康診査ということで、4カ月健診から始まりまして、10カ月、1歳6カ月、3歳児の健康診査を実施しているの、ここに位置づけられると思っております。

また、その下に、子どもの心と体に関する医療提供体制の充実とございます。これは、まさに検討段階の取組ですが、市立札幌病院の静療院が豊平区にありまして、その児童の部と中央区にある発達医療センターという児童の医療機関がありますけれども、両者を統合しまして、新たな医療機関として充実した医療提供体制の検討を進めておりますので、この計画にも位置づけていく必要があると考えております。

15ページに参ります。

基本施策2の障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実でございます。

施策展開のポイントとしましては、現在、札幌市における望ましい医療提供体制のあり方を検討しております。重点取組の欄の一番下の項目に、さっぽろ医療プラン(仮称)の策定に向けて、現在、保健所で検討を進めております。

16ページに参ります。

基本施策3の精神保健・医療の充実でございます。

施策展開のイメージは、現在、検討を進めております精神科医療における重層的な救急医療体制の整備でございます。前回は、「医療体制の検討」と記載していたのですが、

「整備」というより進んだ具体的な記載に変更しております。また、ここでは、自立支援医療、精神通院医療に関する適切な提供も重点取組として位置づけております。

17ページに参ります。

分野4の生活環境でございます。

まず、現状と課題の欄の二つ目の段落ですが、東日本大震災のことを記載し、安全対策についての関心が高まっていますという記載を入れております。

18ページに参ります。

基本施策1のバリアフリーに基づくまちづくりの推進でございます。

ご意見をちょうだいしていたところですが、施策展開のポイントとしましては、安心、快適という視点です。また、これもご意見をいただきましたが、当事者の視点での取組の推進です。現在での候補として福祉のまちづくり推進会議がございます。これは、市民、事業者、当事者の方も含みますけれども、広く意見を取り入れながらまちづくりを進めていく議論の場でもございます。また、優しさと思いやりのバリアフリーの推進ということで、人の目や感覚、これは障がい当事者や高齢者を含みますが、人の目や感覚で確認していく公共施設のバリアフリーチェックシステムが稼働しております。また、危険な施設があった場合、通報システムも運用されております。それから、バリアフリーに関しましては、基本構想というものをつくっております。これに基づきまして、交通バリアフリー、歩道のバリアフリー、公園の整備、交通局においては、例えば地下鉄のホームに柵を設けるといった安全対策も進めておりますし、市営住宅におきましては、バリアフリーの取組も進めているところでございます。

基本施策2の雪対策、災害時等の安全対策の推進でございます。

これもご意見を多くちょうだいしておりますが、ポイントとしましては、災害時の要援護者避難支援に関する周知です。これは、先ほど来ご意見をいただいているところでございます。また、福祉避難所の整備の検討ですが、これも先ほどご議論をいただいたところでございます。

現在の取組として考えておりますのは、雪対策でいきますと、冬のみちづくりプランがありまして、計画に関連づけられると考えております。また、社会福祉施設での安全対策の推進ということで、高齢者のグループホームでの火災を契機としまして、立入検査、消防訓練、防火に関する研修を消防局、保健福祉局等と連携して進めております。また、特出しの項目としまして、19ページの一覧下にスペースを設けまして、先ほど来ご意見をいただいている地域防災計画、あるいは災害時要援護者避難支援ガイドライン、災害時支え合いハンドブックというものの周知の取組をはじめとして取組を進めていくということをごに位置づけて記載していきたいと考えております。

続きまして、分野5の教育・育成でございます。

21ページに参りまして、基本施策1のライフステージに応じた相談支援体制の充実でございます。

これにつきましては、関係機関が連携して対応していくことを充実させていくイメージを想定しておりまして、現在考えている重点的な取組の一つとしましては、一人一人が学び育つための教育的支援の充実とさせていただいております。これは教育委員会の事業でございまして、例えば、学びの手帳の発行です。学びの手帳とは、子どもの成長の様子や学びの様子などを書き込んでいくものとなっております。ちえりあの教育センターで配布しているもので、そういったものを支援のツールとして使っていきます。あるいは、とくべつしえんきょういっくしえんいんかつようということで、学校の教員の補助として支援に当たるボランティアの方になっております。こういったことも取組として位置づけてまいりたいと考えております。

22ページに参ります。

基本施策2の早期療育の充実でございます。

この施策展開のポイントとしましては、障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに成長していく環境づくりという視点が大事だと考えておりまして、重点取組の例としましては、例えば、児童会館やミニ児童会館がありますが、放課後児童クラブなどで障がい児を受けて入れていく体制の充実というものが位置づけられると考えております。

23ページに参ります。

基本施策3の学校教育の充実です。

この施策展開のポイントとしましては、個々の持つ力を最大限に発揮し、あるいは、一人一人に応じた一貫した支援、住んでいる地域の学校で学ぶ、特別支援学級の整備という視点を挙げさせていただいております。

重点的な取組の例としましては、これも教育委員会の事業ですが、地域で学び育つための教育環境の整備という項目を掲げさせていただいております。これは、特別支援学級などの整備の推進をしていく取組という位置づけでございます。

24ページに参ります。

基本施策4の卒業後の支援でございます。

この展開のポイントとしましては、一般就労に向けた支援、福祉的就労に向けての支援、日中活動の利用に向けての支援というものを大きくポイントとして挙げさせていただいております。

現時点での取組としましては、札幌市立の豊明高等養護学校がありまして、そこで就労促進を図るための取組の検討をしております。

25ページに参ります。

分野6の雇用・就労でございます。

基本方針の欄が中段にございまして、1番目に、従前、障がいのある人の地域生活を支えるためという記載をしておりました。前回の会議でのご意見としまして、就労していないと地域生活ができないといったイメージとしてとらえられてしまうおそれがあるのではないかとご指摘を踏まえまして、就労と地域生活を分けて考える観点から記載を修正

させていただいております、障がいのある人それぞれに合った就労支援の充実を図るという記載に変更させていただいております。

26ページに参ります。

基本施策1の相談支援体制の充実でございます。

展開のポイントとしましては、関係機関が連携した相談支援体制、あるいは、国の雇用施策との連携、個々のニーズに対応するという視点です。また、これもご意見をちょうだいしておりましたが、就職した後に継続雇用をする、あるいは継続雇用される支援という観点を挙げさせていただいております。

取組としましては、障がい者就業・生活相談支援事業に取り組んでおりまして、この充実に向けて検討を進めているところでございます。

基本施策2の雇用の場の拡大です。

ここでは一般就労と福祉的就労を挙げております。

施策展開のポイントとしましては、国や北海道との雇用施策、あるいは就労支援施策と連携していく、福祉的就労の支援としまして、授産工賃の向上に関する視点です。また、就労支援につきましては、国、北海道のみならず、札幌市でも独自の取組を行っていくという視点を掲げております。

現時点での重点取組の例としましては、雇用推進部局で取り組んでいる国との共催での障がいのある方の就職面接会を開催しております。また、広く障がい者雇用についての理解促進を図る取組、あるいは、自立支援法の就労支援サービスの円滑な提供です。また、福祉的提供就労支援としまして作業所などの受注調整、発注機会の拡大の取組、製品の販路拡大の支援、これは元気ショップ等が挙げられると思っておりますが、そういった取組を位置づけてまいりたいと考えております。

28ページに参ります。

基本施策3の福祉施設から一般就労への移行推進です。

施策展開のポイントとしましては、自立支援法による就労移行支援サービスのほか、例えば職場実習や就労体験といった視点を取り入れます。

現時点での重点取組の例としましては、障がい者協働事業が中段にあります。元気カフェもこの事業によって運営しているものでございまして、そういった事業を活用しながら就労への移行推進を図ってまいりたいと考えております。

また、その下にある札幌市独自の就労支援の取組ということで、一般就労と福祉的就労に分けて札幌市の取組を具体的に掲載しようと考えております。

29ページに行きます。

分野7の情報・コミュニケーションです。

30ページに基本施策1の情報バリアフリー化の推進でございます。

前回の会議におきまして、情報バリアフリー化という言葉のイメージがなかなかわかりにくい部分もあるというご指摘もちょうだいしておりましたので、次の施策展開のポイン

トの部分で、情報バリアフリー化ということがわかるような説明を考えております。ポイントとしましては、障がい特性に応じた情報の伝達、情報の取得に対する配慮といった視点を掲げておりまして、現時点での重点取組の例としましては、札幌市の公式ホームページがリニューアルしまして、利便性が向上しております。これも位置づけられると思えます。また、前回の会議でもご意見をちょうだいしました選挙の関係でございます。従前、選挙における情報提供という記載だったものをさらに一歩進めまして、選挙における支援というふうに記載しております。

具体的には、札幌市長選挙などにおきまして、選挙公報の点字版、音声版の配布です。また、これは従前から取り組んでおりますが、スロープの設置や書きやすい記載台を設けるなど、投票環境の整備も位置づけられると考えております。

また、会議などにおいての配慮等ということで、今回のように障がい当事者が入る会議におきましてのさまざまな配慮も位置づけられると考えているところでございます。

3 1 ページに参ります。

基本施策 2 の情報提供の充実でございます。

施策展開のポイントとしましては、さまざまな媒体を活用していく、障がい特性に配慮するという視点を掲げております。

現時点での取組例としましては、さまざまな障がいに配慮したということで、今回の会議資料のように大き目の文字にする、わかりやすい表現、難しい漢字等に振り仮名を振る、2 次元バーコードなどで音声化できるものを付けるといった配慮があります。そして、出前講座などでもご意見がありました。障がい福祉サービスの事業所に関する情報です。これは、札幌市のホームページで、元気サーチという名前でございますけれども、事業所の空き情報を紹介するホームページも立ち上げているところでございます。

3 2 ページに参ります。

基本施策 3 のコミュニケーション支援体制の充実です。

前の議題でもご意見をちょうだいしておりますが、さまざまな障がい特性に応じたコミュニケーション支援という視点のもと、自立支援法に基づくコミュニケーション支援事業を円滑に提供していくことも重点取組として位置づけているところでございます。

分野 8 のスポーツ・文化でございますが、3 4 ページです。

基本施策は一つでございますが、スポーツ、文化活動、生涯学習の支援です。

施策展開のポイントとしましては、気軽に参加できるという視点を掲げております。現在、障がい者スポーツ大会を開催しておりますほか、例えば生涯学習という部分では、札幌市民カレッジということで、生涯学習の機会としてさまざまなメニューをご用意している事業が位置づけられると考えております。

以上、大変長くなりましたが、出前講座や意見交換会での意見を踏まえた形で施策展開のポイント、重点取組を考えたいと考えております。

ご意見をちょうだいできればと思います。

松川議長 ありがとうございます。

それでは、今の説明について、ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

松田委員 分野7の重点取組の会議等における配慮というところです。私も、障がい者による政策提言サポーターの委員をやっていて、サポーターの会議に支援員についてもらった場合、支援員に対する交通費助成です。そして、会議資料を支援員にも送ってもらって、わからないところやわからない言葉などを支援員と一緒に会議前に確認できるようにしてほしいと思います。

また、雇用のところです。

私たちが知的障がい者の人たちは、一般就労をすると、障がい者で働きたくないというわけではないのですが、今、私は福祉就労に行っているのですけれども、一般就労に行っていたときに、障がい者は遊んでいるというふうに言われたことがあるのです。そうではなくて、一般の人たちと一緒に仕事することがなかなかできないので、私が出たところにはあったのですが、365日、資格はないのですけれども、ジョブコーチみたいなサポーターの人がついていて、この人はこういう特性があるので支援をしてください、配慮してくださいということがありました。ですから、そういう人をつけてほしいと思います。

それから、すずらんピックの件です。

私も、水泳に参加しています。施設にいる人たちは、施設の方から開催要領や申し込み用紙をもらえるのですが、一般就労をしている方は全然わからないのです。広報を見られる人はいいのですけれども、知的障がい者の人はなかなか見られないのです。ですから、案内を一般家庭に送ってもらいたいと思います。

この3点をお願いします。

松川議長 ありがとうございます。

今の3点について、事務局からお願いできますか。

事務局（西田事業計画担当係長） ありがとうございます。

まず、会議等での配慮につきましては、いただいたご意見を踏まえて、配慮の充実という方向で取組、検討を進めていきたいと考えております。

また、雇用の分野でご意見がありました。

ジョブコーチといいますか、一緒にいて支援をしてくれる人だと思っておりますけれども、そういった就労における配慮、支援も検討課題に入っておりますので、継続して検討を進めたいと思っております。

最後に、すずらんピックの開催案内についてです。

先ほど、情報提供という施策の中で、さまざまな媒体、例えば広報さっぽろ、ホームページ、チラシ、お手紙など、いろいろな方法を使っているところですが、さらにいろいろなもので宣伝、案内ができるように検討したいと思います。

松川議長 よろしいでしょうか。

2点目の就労に関して、遊んでいると言われたところは、障がい者に対する理解促進に

も非常にかかわることだろうと思います。そういった意味では、3ページの公共サービス従事者などに対する理解促進にもかかわってくる重要な指摘ではないかと思ひます。

ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。

上田委員 23ページの教育・育成のところでは、

重点取組の部分については、本日、市教育委員会の方がいないので、後日、担当の方とご相談していただきたいと思ひます。

豊明高等養護学校における教育の充実です。確かに、札幌市に設置されている知的障がい養護学校は1校しかありません。札幌市の中学校の卒業生は、一時は150人と申しておりましたが、今は、かなりふえてお申して、毎年200人ぐらゐ出ます。そして、豊明高等養護学校に行ける方々は、50から60人ぐらゐで、全員が行けるわけではありせんので、今は、星置の高等部、札幌養護学校の高等部、稲穂高等養護学校、小樽高等支援学校、札幌高等養護学校、白樺高等養護学校に行くわけでは、です。ですから、豊明高等養護学校における教育の充実と書かれると、行けなかつた親については、私も高等部設置について、10年間、自いっばい運動をしましたけれども、なぜここで豊明だけに方を入れなければいけないのか、行ける人は60人しかいないではないですかとなつてくるわけでは、

それで、先日、北特研という研究大会がございまして、そこで豊明の先生が提言なされました。それを聞くと、高機能、アスペルガー、ADHDの方がほとんどで、IQで申すと50以上の子がほとんどで、カナータイプの方はほとんどいないと思ひます。書き方によつては、行ける方が少ないのにここだけというのはとっても語弊があります。ですから、担当の方とご相談していただいて、特別に、1校しかないのに教育的な充実というのはちょっとまずいかと思ひます。行けない子がたくさんいますからね。この辺はちょっと配慮していただきたいと思ひます。

別に、豊明と言わなくても、いろいろな書き方があると申ひます。例えば、特別支援学級の一人教師のこともとても問題があります。先日聞いた話で、先生がぱたっと倒れられて、先生が倒れたよと言ひに行けない生徒ばかりで、結果、その先生は心不全で亡くなつたのです。かえつて、そういうふうにな一人の先生だけをつくらなくて、必ず補助員や支援員をつけるといふ教育を充実した方がベターかと思ひます。

特定の学校を置くということは、1校しかない学校に支援するのは当たり前のことから、ここの部分は市教委と相談していただければと思ひます。それでも載せたら、私は言ひに行きますから、配慮してください。お願い申ひます。

松川議長 ありがとうございます。

これについて、事務局の方からお願ひ申ひます。

事務局(西田事業計画担当係長) 近日中に教育委員会と打ち合わせをさせていただきますと思ひます。

ありがとうございました。

松川議長 今の部分に関して、私からも質問させていただきたいと思います。

23ページに「地域で学び育つための教育環境の整備」とあり、その下に「特別支援学級等の整備の推進」とあるわけですが、この「等」はどのようなことを意味しているのか。先ほど聞き漏らしたかもしれないのですが、どういう意味なのかを教えてくださいたいと思います。

事務局（西田事業計画担当係長） 地域で学び育つための教育環境の整備ということで、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が住んでいる地域の学校で学べるように、特別支援学級等の整備を推進するということですが、現段階ではそこまでの情報しかご説明できません。まだ検討中の要素も入っておりますので、今後、教育委員会と打ち合わせをし、整理でき次第、また情報提供をさせていただければと思います。申しわけありません。

松川議長 今の質問の意味は、上田委員の質問とも関係してくると思うのですが、国の施策としてインクルーシブ教育が一つ重点的に置かれています。文科省でも、先般、ワーキンググループが置かれたところかと思えます。国の方向がどういうふうになるかはわかりませんが、権利条約等の動きなどを見ても、インクルーシブ教育を一つ計画の中に組み入れることは必要ではないのかと思いましたので、今の確認をさせていただいたところです。

上田委員 この中に、通級学級とか通常学級における発達障がいの支援と三つを入れられないとだめですね。

松川議長 そうですね。

そういうことも踏まえて、教育委員会との調整をしたいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに質問、意見がありましたら、お願ひいたします。

水谷委員 私は、自立支援協議会の委員をさせていただいていて、白石区地域部会に参加しておりますが、そちらでぜひ聞いていただきたいという意見があります。

就労のところで、障がい者多数雇用企業制度が廃止されましたが、それにかわるものは検討されているとお聞きしたいと思ひます。

もう一つは、10ページに住居の安定確保の取組とありまして、先ほど母子家庭もということでお話があったかと思ひます。精神や知的の障がいを持ちながら子育てをされているお母さんがたくさんいるのですけれども、生活スキル、金銭面など、いろいろな面でお手伝いが必要で、お母さん自身が崩れると保育所に行けなかつたりということもあるのです。ですから、母で支援してくれる住居が、生活自体をサポートしてくれると子育てができる、苦手なところを手伝ってあげると子育てができるという方がいらつしゃいますので、そちらで検討されていることがあればお聞きしたいと思ひます。

松川議長 ありがとうございます。

今の2点について、事務局からお願ひいたします。

事務局（菊田調整担当係長） 1点目の障がい者多数雇用企業制度ですが、平成22

年度末で廃止された制度でございます。このかわりの制度につきましては、ただいま北海道の制度等の分析、研究等を進めておりまして、札幌市において独自の制度をつくるべきか、あるいは北海道の認証制度を活用して、札幌市においてメリットというか、優遇策等を設けることができるのかなど、関係部局と検討を進めている最中でございます。

ご了承をお願いします。

事務局（西田事業計画担当係長） 住宅確保に関連する親と子に対する支援ですが、相談支援という部分につきましては、まさに、本人のみならず、ご家族の方を含め、あるいは事業所との調整という形での相談支援について、日ごろからご協力をいただいております。そういうところを皮切りにしまして、上田委員からも、前回の会議からご意見をいただいておりますが、親支援では発達障がいの分野で検討を進めているものもありますが、さらに、いただいたご意見を踏まえて進めてまいりたいと思っております。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

時間が迫っている中で大変恐縮ですが、私から1点質問させていただきます。

8ページの重点取組の移動支援事業の充実の検討とありますが、充実という意味について教えていただきたいと思っております。

事務局（高橋自立支援担当課長） 移動支援につきましては、当事者の方々から通学などにも使えるような要望も、この間、多々出ております。本腰を入れて考えていかなければならないと思っておりますが、ご承知のとおり、予算があつてのことでございます。方向としては拡大と申しますか、もう少しそういうことができないかということを考えているという意味合いでございます。

松川議長 ありがとうございます。

充実と言うと、現にあるサービスの量や質を充実させるという意味かと思うのです。やはり、改善する、拡大するということであれば、そのままの言葉を使った方がわかりやすいのかと思われました。言葉の使い方が、方向性や考え方を示すところなので、そこは慎重にやっていただければと思っております。

ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

松川議長 なければ、この議題はここで終了とさせていただきます。

議題（3）市民との意見交換会の開催方法についてです。

これまで、出前講座や関係団体との意見交換で意見を伺ってきたところですが、さらに広く市民からの意見もいただきたいということで、9月に意見交換会を予定しているということでした。その進め方について、事務局案が提示されるということですので、説明をお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 資料3をごらんいただきたいと思っております。A4判縦の1枚物の資料でございます。

これは、あくまでもたたき台ということでご提案させていただきます。

まず、市民との意見交換会ということで、目的とテーマにつきましては、広く市民を対象として、地域生活支援、就労支援の二つを中心に、地域の身近な課題などについて意見交換及び情報を共有する場にしたいと考えております。

まず、日時ですが、9月15日木曜日、夕方6時半から2時間程度と、9月27日土曜日、昼の1時半から2時間程度です。会場は、社会福祉総合センターの4階大会議室を確保しました。

意見交換会開催におきまして、広報さっぽろ9月号、ホームページなどに記事を掲載させていただきますほか、当事者団体、関係機関、今、想定しておりますのは、福祉関係の大学や各まちづくりセンターなどに個別にご案内のお手紙をお送りします。新聞社などマスコミ関係に個別に新聞に載せてくださいというお願いをしてみるなどの工夫をして、少しでも多くの方々に集まっていたるように案内したいと思っております。

会場の定員は、大体300名ぐらい入りますので、事前の申し込みはせず、当日に来た方全員が入れるようになることを考えております。

また、進め方でございますが、司会進行役につきましては、計画策定会議の委員のどなたかをお願いしたいと考えております。後ほど、どなたにやっていただけるかということもあわせてご議論をいただければと思っております。また、コメンテーター、オブザーバーとしまして、この会議の委員、あるいは政策提言サポーターの方などにも参加していただいて、関係者、当事者の視点でのご発言もあればいいのかなと考えております。

流れとしましては、まず、計画の改定の概要などにつきまして、事前のあいさつも含めて大体30分ぐらいでご説明させていただいた後、時間の許す限り、意見交換の時間に当てられればと考えております。そして、会場の座席の配置などにつきましては、できるだけ市役所と市民の方との対立を招くような配置ではなくて、みんなで一緒に悩んで考えていくといったスタイルになるように、会場の座席の配置を口の字型のようにすることも考えております。

配付資料については、なるべくシンプルで簡単な内容にさせていただきたいと思っております。大き目の文字、わかりやすい表現、点字資料も用意したいと思っております。

あわせて、意見交換も含めた今後のスケジュールについて、資料4というA4判横の主なスケジュールをごらんいただきたいと思っております。

9月に計画策定会議を開催させていただきたいと思っております。8月、9月にかけて、さらなる計画の肉づけのための整理の作業をさせていただきたいと思っております。9月の段階では、さらに施策展開を固めていく作業、あるいは、自立支援法の障がい福祉サービスの見込量の見通しや大枠の概要などについてもお示しさせていただき、ご意見をいただきたいと考えております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

松川議長 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いいいたします。

宮内委員 今、意見交換会のときにこの会議のメンバーがコメンテーターとして参加と書いてありますけれども、みんな参加してほしいという意味なのでしょうか。

もう一つは、コメンテーターとは具体的にどのようなことを言うのでしょうか。

松川議長 ありがとうございます。

今の2点について、事務局からお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） いただいたご意見も含めまして、ご議論をいただければありがたいと思います。

事務局のたたき台としては、会議の委員の皆様でご都合のつく方にはご参加いただければと当初は考えておりました。また、コメンテーター、オブザーバーはどういう位置づけかということですが、例えば、意見交換を進めていく中で、どのような検討がなされたのかという話題になったときに、司会進行の方がその方を指名して、これまでの検討経過を説明するといった役割も一つあると考えておりました。

詳細はこれからでございます。

松川議長 宮内委員、よろしいでしょうか。

宮内委員 わかりました。

松川議長 この意見交換会の開催について、我々がどういうふうにご参加するかという提案だと思っております。今のみんなが参加するのかがどうかということも含めて、ご意見をいただきたいと思っております。

上田委員 例えば、会場の座席配置を口の字というのと、こういうことですね。そこに参加された方から何か聞かれると、私たちは、あくまでもこの委員であって、行政の立場ではないので、私見になってしまいますね。そういうことを話してもいいのですか。

松川議長 多分、よろしいのだろうと思っております。

趣旨としては、先ほど説明がありましたように、みんなで悩んで考えようということで、それをどう進めるのかは非常に難しいと思っておりますが、市民と行政が対立構造の中で話をするのではなくて、いろいろな困り事や悩みをまずは出そうということだと思っております。そのことと計画策定会議での議論をかかわらせながら、意見をいろいろ聞いてみたらどうだろうかという提案だと思っております。

上田委員 参加者の意見をうまく引き出して、あとはメモるぐらいだったら、私は参加しますけれども、それについて何かコメントをつけると言われると、責任がある、ないというより、委員の上田さんはこう言ったと尾ひれがついて広がる可能性もあるではないですか。そういうものは怖いと思っております。

松川議長 そうですね。

今のようなことも含めて、ほかに何かご意見があればお願いしたいと思います。

浅香委員 特段、そこで回答を出すというものでもないのでしょうか。

松川議長 もちろん、そうだと思います。出せるわけでもないと思っております。

松田委員 この間、札幌高等養護学校の意見交換会に行ったときにやったことを提案し

てみてもいいですか。

何人かのテーブルになって、そのときにはいろいろなテーマがあったのですが、そのなかで話し合いをして、その中に委員の方が入って、当事者の人や会議関係者が入って2時間の意見交換会をしたのです。こういうものはどうだろう、こういうものはどうだろうという感じでやったのですが、よかったですと思いました。そういう感じにしたらどうかと思います。

松川議長 具体的な進め方の提案だったと思います。ありがとうございます。

何人が参加するかはわかりませんが、一定数以上になると、全体での討論というよりも、グループに分けてやっていくようになると思います。そうしたときに、このメンバーの役割も出てくるのかなと考えるところです。もちろん、絶対にみんなが参加しようということは言えないので、あくまで都合がつく方についてはぜひ参加をいただきたいと思っております。

この件で、浅香委員からご意見やご提案はありますか。

浅香委員 何人ぐらい来るか予想できないという怖い面もありますね。座席の配置を口の字型にすると、和やかな雰囲気です。どんどん意見も出やすいのでしようけれども、多くなれば松川議長が言われたように、二つ、三つに分けるといろいろな意見が出てよかったです。

ただ、聴覚障がいの方は、この会議ぐらいの人数ならいいのしょうけれども、30人や40人の口の字にすると、コミュニケーションも大変かと思えます。筆談の方にしてもそうですね。

あとは、ふだんの会議の進行からすると、情報保障はどうかと思います。

松川議長 具体的な進行の仕方については、もう少し検討して、詰めていく必要があるかと思えます。これ以上、ここで具体的に決めるのは難しいと思えます。

もう一点、司会進行役についてもこの場で決めてくれということでしたけれども、こういう形の中で決めるのは難しいかと思えます。ですから、事務局でもう少し練ってもらって、後日に何か具体的な提案をいただくようにしたいと思えます。

これについて、ほかに言っておきたいことはございますか。

佐川委員 基本的に、いつも札幌市の職員たちが前にいて、スクール形式でやっているものだから、参加者はどうしても自分たちの意見というよりは、市に対する質問や不満をぶつけるような格好でやっているのです。それを口の字という具体的な案が出ましたが、口の字でなくても、市との対抗的なやりとりではなくて、ここの会議もそうですけれども、議長なり司会者なり別な立場の人を置いて、司会者がやわらかく進行していくというやり方がいいかと思えます。

松川議長 非常に貴重なご意見をありがとうございます。

本当にそういう形で市民との意見交換会ができればよろしいと思えます。今のことも含めて、事務局でもう少し具体的に検討してもらいたいと考えます。

それでは、時間もかなり迫ってきておりますので、この議題については、以上で終了い

たします。

きょうの議題はこれで終了ですが、事務局からほかに何かありますでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) もう一つ、参考資料として用意しておりまして、現時点での情報提供ということで、障害者虐待防止法の関係でございます。時間の関係から、お持ち帰りいただきまして、お読みいただければと思います。

また、先ほどの意見交換会の進め方でございます。

実は、9月中旬に開催ということで、開催記事を広報さっぽろに掲載するために、8月の頭には原稿を出さなければいけないということがございます。日時、会場はこれで確定ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、8月中には、先ほどの関係機関等も含めてお知らせで周知したいと考えております。進め方について、事務局の提案ですけれども、議長、副議長と調整させていただき、内容を固めるというふうにさせていただければと思ひます。

いかがでしょうか。

松川議長 今の事務局の提案についてはどうでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

松川議長 ありがとうございます。

それでは、大変長時間にわたってご意見をいただき、ありがとうございます。非常に貴重なご意見を伺えたと思ひます。

4. 閉 会

松川議長 それでは、これで終了したいと思ひます。

きょうは、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以 上